

修学支援新制度 適格認定基準について

学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定します。学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。

「適格認定」結果によっては、給付奨学金が廃止、停止することがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求められることがあります。**（給付奨学生の資格を失った場合、授業料減免の資格も失います。）**

1. 適格認定区分

適格認定は、認定基準に基づき次のいずれかの区分に認定され処置されます。

区分	詳細
①廃止(返還)	学業成績が著しく不良であった場合、又は学校処分が退学、除籍、無期停学または3か月以上の停学の場合は、給付奨学金の支給が取り止められ、交付済の奨学金の返還が必要です。
②廃止	給付奨学金の支給を取り止めます（給付奨学生の資格を失います）。
③停止	3か月未満の停学または訓告処分の場合、又適格認定基準一覧「停止」②項目の場合は給付奨学金の支給を停止します。処分期間が終了し、給付奨学金の支給再開を希望する場合は学校に申し出てください。
④警告	(ア) 給付奨学金の支給を継続します。 (イ) 学業成績が向上しない場合、次回の適格認定時に再度「警告」となった場合は、給付奨学金は「廃止」（打ち切り）となります。
⑤継続	給付奨学金の支給を継続します。

2. 適格認定（学業）の基準

年度末の学修状況を元に下表の基準に照らし合わせ、区分を判定します。

区分	基準（以下のいずれかに該当する場合）
①廃止	・修業年限で卒業ができないこと(卒業延期)が確定した場合 ・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合 ・出席率が5割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合 ・連続して「警告」に該当した場合(適格認定基準一覧「停止」②項目の場合を除く)
②警告	・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合 ・GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合 ・出席率8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※「廃止」または「停止」の基準に当てはまる場合であっても、災害、傷病その他のやむを得ない事由がある場合等には、「廃止」または「停止」とならない場合があります。

適格認定基準一覧(修学支援)

		経営・外国語・人間									保健医療技術学部
		1年生			2年生			3年生			1～3年生
		経	外	人	経	外	人	経	外	人	
廃止 (返還)	修得単位	3			6			9			同左 ※1年生：3単位 2年生：6単位 3年生：9単位
	出席	出席率 1割以下									出席率 1割以下
廃止	修得単位	15以下	16以下	15以下	41以下	32以下	31以下	74以下	78以下	74以下	留年者
	GPA	—									—
	出席	出席率 5割以下									出席率 5割以下
	他	①警告処置が2回連続となった場合 ②留年した場合									①警告処置が2回連続となった場合 ②留年した場合
停止		①休学 ②2回連続して「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」の理由が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」のみの者									休学
警告	修得単位	16～18	17～19	16～18	—	33～38	32～37	—	—	—	—
	GPA	【単年】下位 1/4									【単年】下位 1/4
	出席	出席率 8割以下									出席率 8割以下
	他	—									—
継続		警告基準以上であること									警告基準以上であること

※卒業要件単位数にて判定

4. 適格認定 (家計)

毎年、あなた及び生計維持者（父母等）の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間（家計急変事由が適応されている場合は、3か月ごと）の支援区分を決定します。

※支援区分の変更があり、第一種奨学金も受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。